

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第五十九号中「マイクロ波減圧乾燥装置」を「マイクロ波減圧乾燥装置」に改め、同表の一第四百十号中「ラマン分光光度計」を「顕微レーザーラマン分光測定装置」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。